二　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額 ホ　第一号ワに掲げる割合	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第八条　令和六年度及び令和七年度の各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四、第七条の五、第七条の六及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	（略）
	同条第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	次条及び第十三条第二項において同じ。）	同条第四項第一号イ
		以下同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ニ	に係る前期高齢者納付金	に係る前期高齢者納付金
		並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者納付金
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ヘ		指定組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金
		並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者交付金
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ト	附則第十三条	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
		附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第八条　令和六年度及び令和七年度の各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四、第七条の五、第七条の六及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	（略）
	同条第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	次条において同じ。）	同条第四項第一号イ
		以下同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）